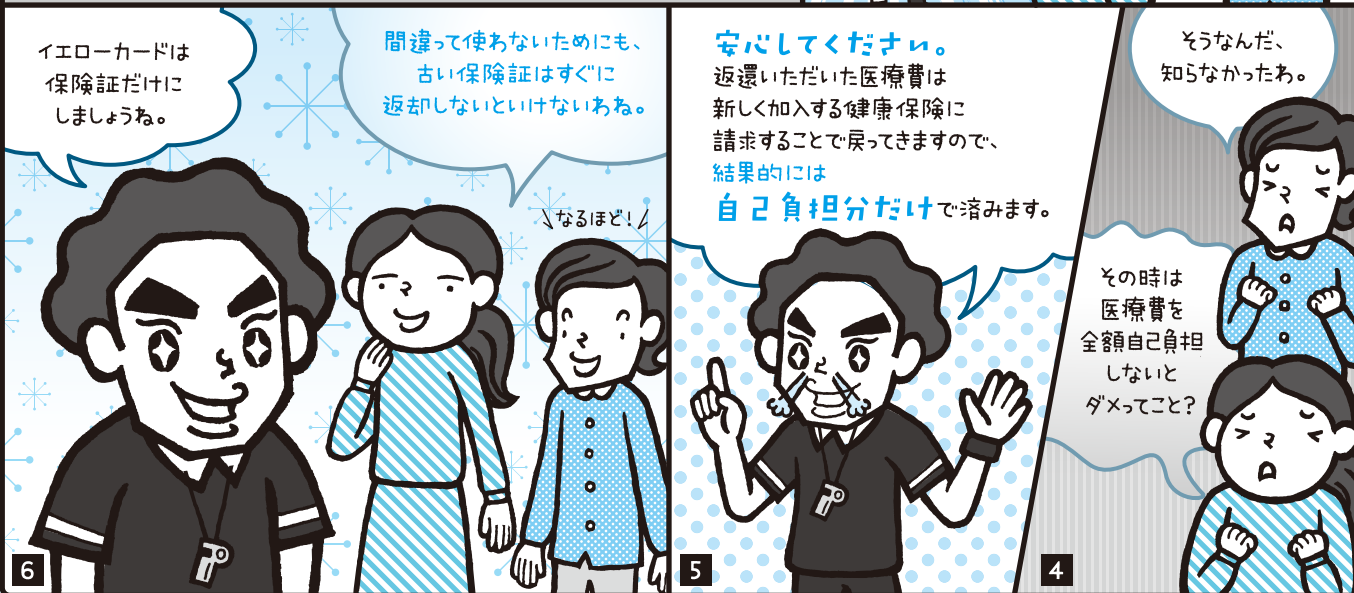


教えて! 共済さん

“医療費の返還”って?



医療費の返還って?

組合員または被扶養者の資格喪失(取消)後に共済組合の保険証を使用した場合、共済組合負担分を返還いただくため、後日、医療費の返還請求書が届くことがあります。請求書到着後、返還期限内に返還いただくと当組合から「診療報酬明細書(レセプト)」を送付しますので**【開封厳禁】**、「納付書の控え」と併せて新たに加入した健康保険へご請求ください。

※医療費は医療機関からの請求に基づいて算出されますが、外部委託機関にて審査があるため医療費の返還請求をするまでに最短でも2カ月必要となります。

※被扶養者に認定されている方がP9のケースに該当した場合、届出は遅滞なく行ってください。長期に遡って取消になると返還額が高額になる場合があります。

手元に使える保険証がない場合は?

“新しい健康保険加入の手続きはしたが保険証が手元に届いていない”など、使用可能な保険証がない場合は、新規加入先の健康保険にお問い合わせください。

CHECK! 保険証を紛失したときは?

「組合員証等再交付(返納不能)申請書」に失くした理由を記載し、お勤め先の共済組合担当課へご提出をお願いします。また、紛失・盗難にあったときは必ず「遺失届出書」または「盗難届」を警察署に提出してください。もし、悪用され裁判になったときに、届出をしていれば、その後の責任を免れることがあります。

保険証(組合員証、組合員被扶養者証等)は、共済組合の公的医療保険に加入した組合員およびその被扶養者であることの証明であるとともに、病気や負傷などで保険医療機関を受診した時に提示することで、共済組合からの給付を受けることができるものなので、大切に保管ください。

4月は特に就職による被扶養者認定取消後の保険証の使用が多くなりますので気をつけましょう。

